

利用契約書

（居室：y- 室）（以下、「利用者」といいます）とグループホームこでまりの苑（以下、「事業者」といいます）は事業者が利用者に対して行う認知症対応型共同生活介護サービスについて、次の通り契約します。

第1条（契約の目的）

事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、認知症対応型共同生活介護サービスを提供し、利用者は事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条（契約期間）

- 1 この契約の契約期間は令和 年 月 日から利用者の要介護認定の有効期間満了日迄とします。
- 2 契約満了日の7日前迄に利用者から事業者に対して、文書により契約終了の申し出がない場合、かつ、利用者が要介護認定の更新で要介護者と認定された場合、契約は、更新されるものとします。

第3条（認知症対応型共同生活介護計画の策定）

事業者は、次に掲げる事項を計画事業者に行わせます。

- ① 利用者の心身の状況、希望、そのおかれている環境を踏まえて、介護事業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的サービス内容を記載した計画の作成
- ② 必要に応じた計画の変更
- ③ 作成した計画について、利用者およびその家族へ説明

第4条（認知症対応型共同生活介護サービスの内容）

- 1 事業者は、認知症対応型共同生活介護計画に沿って、利用者に対して居室、食事、介護保険法令で定める必要な援助を提供します。また、計画が作成されるまでの間も、利用者の希望、状態等に応じて、適切なサービスを提供します。
- 2 利用者が利用できるサービスの種類は「契約書別紙」の通りです。事業者は契約書別紙に定めた内容を利用者およびその家族に説明します。
- 3 事業者は、サービスの提供に当たり、利用者または他の入居者、職員等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、車いすやベッドに胴や四肢を縛る、上肢を縛る、ミトン型の手袋をつける、腰ベルトやY字型抑制帯をつける、介護衣（つなぎ）を着せる、車いすテーブルをつける、ベッド柵を4本つける、居室の外から鍵を掛ける、向精神薬を過度に使用する等の方法による身体的拘束を行いません。

- 4 利用者または他の入居者、職員等の生命または身体を保護するため保護するため緊急やむを得ず第3項の拘束を行う場合は、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について、法人としてこれらの要件を慎重に確認し、判断します。緊急やむを得ない理由としては切迫性・非代替性・一時性の3つの要件を満たした場合において合理的と判断します。
- 5 第4項の身体的拘束を行う場合は、その判断に至った経緯と具体的な内容について記録し、法令に従って保存します。

緊急やむを得ない理由について

切迫性	利用者やほかの利用者の生命や身体に危険が及ぶ可能性が高い場合
非代替性	身体拘束以外に代替する介護方法がない場合
一時性	身体拘束は一時的なものである場合

第5条（要介護認定の申請に係わる援助）

- 1 事業者は、利用者が要介護認定の更新申請が円滑に行なえるよう利用者を援助します。
- 2 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護認定の申請を利用者に代わって行います。

第6条（サービス提供の記録）

- 1 事業者は、毎月、利用者から書面によるサービス提供の確認を受けます。サービス提供の確認は、毎月の10日までに、家族等の事情を考慮して日程を定め実施します。
確認の内容としては、前月分についてケアプランに基づいたサービスが提供されているか、あるいは現状にケアプランが適しているかを、計画作成担当者を変えて、利用者及び家族との話し合いを持ち、確認することとする。
- 2 事業者は、認知症対応型共同生活介護の提供に関するケース処遇記録を作成し、契約終了後2年間保存します。
- 3 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する2項のケース処遇記録を閲覧できます。
- 4 利用者は、利用者に関する2項ケース処遇記録の複写物の交付を受けることができます。

第7条（料金）

- 1 利用者は、サービスの対価として〔契約書別紙〕に定める料金を月ごとに合計額を支払います。
- 2 事業者は、当月の料金合計額の請求書に明細を添付して、翌月15日までに利用者に通知します。
- 3 利用者は、当月の料金の合計を翌月末日までに、現金又は銀行口座振込の方法で支払います。
- 4 事業者は、利用者からの料金を受領したときは、利用者に対して領収書を発行します。

第8条（契約の終了）

- 1 利用者は、事業者に対して（7日間の予告期間において）文書で通知することにより、この契約を解除できます。
- 2 次の事由に該当した場合は、事業者は、次の第④号を除き利用者に対して30日間の予告期間において文書で通知することにより、この契約を解除することができます。
 - ① 利用者のサービス利用料金の支払いが、正当な理由なく2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日間以内に支払われない場合
 - ② 利用者が病院または診療所等に入院し、明らかに3ヶ月以内に退院できる見込みがない場合または3ヶ月を経過しても退院できないことが明らかな場合
 - ③ 利用申し込み、または契約締結に際し、虚偽があったことが判明した場合
 - ④ 伝染性疾患により他の利用者の生活または健康に重大な影響を及ぼすおそれがあると医師が認め、かつ利用者の退去の必要がある場合
 - ⑤ 利用者の行動が他の利用者の生活または健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、かつ利用者に対する通常の介護方法ではこれを防止することが出来ないと事業者が判断した場合
 - ⑥ 利用者の心身の状態変化により、継続して共同生活を営むことが困難な場合、あるいは、寝たきり状態等になった場合
 - ⑦ 利用者または利用者代理人が故意に法令その他本契約の条項に重大な違反をし、改善の見込みがない場合
- 3 利用者が要介護認定の更新で非該当または要支援者と認定された場合、所定の期間の経過をもってこの契約は終了します。
- 4 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - ① 利用者が他の介護保険施設等へ入院、入所した場合
 - ② 利用者が死亡若しくは被保険者資格を喪失した場合

第9条（退所時の援助）

事業者は、契約が終了し利用者が退所する際には、利用者及びその家族の希望、利用者が退所後に置かれることになる環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な援助を行います。

第11条（主たる判断者）

利用者自身で判断できない事柄や、家族と協議を要する事項については、家族の総意を代表する者として、主たる判断者を別紙にて定めていただきます。

- 2 入所後、主たる判断者以外からの申し出等は、原則的に受け付けません。また、主たる判断者及びその指定する者以外には、個人記録を公開しません。

第10条（秘密保持）

事業者及び事業に従事する者は、サービス提供をするうえで知り得た利用者およびその家族に関する個人情報等を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様とします。

第 11 条（情報開示）

事業者は、利用者もしくは主たる介護者及び主たる判断者が認めた者の求めに応じて、財務状況、サービス提供に関する記録等の開示を行います。

第 12 条（賠償責任）

事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

第 13 条（連絡義務）

事業者は、利用者の健康状態が急変した場合等は、あらかじめ届けられた連絡先に可能な限り速やかに連絡するとともに、医師に連絡する等必要な処置を迅速に行います。

第 14 条（相談・苦情対応）

事業者は、利用者からの相談・苦情等に対応する窓口を設置し、施設の設備またはサービスに関する利用者の要望、苦情に対し、迅速に対応します。

第 15 条（本契約に定めのない事項）

- 1 利用者と事業者は、信義誠実をもって本契約を履行するものとします。
- 2 本契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところに従い、双方が誠意をもって協議のうえ定めます。

第 16 条（裁判管轄）

利用者と事業者は、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、東京地方裁判所立川支部を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

上記の契約を証するため、本契約書 2 通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、1 通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

契約者氏名

[利用者]

住 所：_____

氏 名： _____ 印 _____

[代理人]

住 所：_____

氏 名： _____ 印 _____

[事業者]

〔事業者名〕 社会福祉法人 ゆりかご会
グループホーム こでまりの苑
(指定番号：1374000386)

〔住所〕 東京都昭島市美堀町 2丁目14番25号

〔代表者名〕 理事長 尾西 幸子 印

1. 主たる判断者

利用者自身で判断できない事柄や、家族と協議を要する事項については、家族の総意を代表する者として、主たる判断者を定めていただきます。

入所後、主たる判断者以外からの申し出等は、原則的に受け付けません。又、主たる判断者及びその指定する者以外には、個人記録を公開しません。

主たる判断者は、下記の者としします。

氏名／間柄	()
連絡先	Tel
	Tel

主たる判断者が指定する情報公開者

氏名／間柄	()
住所	
電話番号	
氏名／間柄	()
住所	
電話番号	
氏名／間柄	()
住所	
電話番号	

2. 利用料請求先

利用料 請求先名		続柄	
住所			
電話番号			

3. 緊急時の対応

体調の変化等の場合は、下記に連絡します。

	氏名	間柄	連絡先	電話番号
日中				
夜間				